特定期間・特例追納制度のご案内

特定期間について

国民年金の第3号被保険者が、配偶者（第2号被保険者）の退職やご本人の収入が増加したことなどによって扶養から外れた場合には、第1号被保険者への切替手続きが必要です。

この切替手続きが2年以上遅れ、時効により国民年金の保険料を納付することができなかった期間については、届出により年金の受給資格期間に算入することができ、年金を受けとれない事態を防止できる場合があります。

※年金額には反映しません。

特例追納について

届出により特定期間とされた期間については、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、特定保険料を納付（特例追納）することで年金額を増やすことができる場合があります。

（既に年金を受けとっている方は、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。）

【特例追納の対象期間】

- **特例追納する時点で60歳未満の方**
  承認があった月前10年以内の期間
- **特例追納する時点で60歳以上の方**
  50歳以上60歳未満であった期間

詳しくは、ねんきん加入者ダイヤルまたは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

【ねんきん加入者ダイヤル】

- **電話番号**
  0570-003-004
  （ナビダイヤル）
  ※IP電話などの050から始まる電話でおかけになる場合は03-6630-2525
- **受付時間**
  月～金曜日
  午前8時30分～午後7時
  第2土曜日
  午前9時～午後5時
  ※祝日（第2土曜日を除く）
  12月29日～1月3日はご利用いただけません。

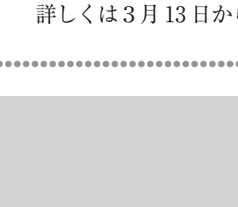

国民年金保険料は口座振替がお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6か月前納・1年前納・2年前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し込みください。

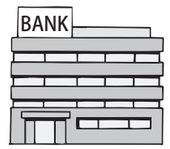

〔お問い合わせ先〕
町民環境課 ☎22-3117
大正町民生活課 ☎27-0112
十和町民生活課 ☎28-5112
年金事務所 ☎0888-875-1717

ケーブルテレビが便利になります

四万十ケーブルテレビの機器更新により、4月からケーブルテレビがより便利になります。主な変更点は、これまで限られた時間帯でしか見られなかった文字放送が、データ放送(リモコンのdボタン)でいつでも確認できるようになります。また、スマートフォン利用者向けのアプリを配信します。

このアプリには、町からの災害情報等緊急速報が発信された際、情報を即座に取得できるほか、河川等監視カメラ映像や文字放送なども確認できる機能があります。

詳しくは3月13日からの行政放送でお知らせしますので、ぜひご利用ください。

四万十町 くらしの情報

〔お問い合わせ先〕 企画課 ☎22-3124

小型特殊自動車のナンバー登録はお済みですか?

小型特殊自動車は、公道を走らない場合でも、ナンバー登録が義務付けられています。
まだ、登録がお済みでない場合は登録手続きをお願いいたします。
小型特殊自動車の区分については次のとおりです。

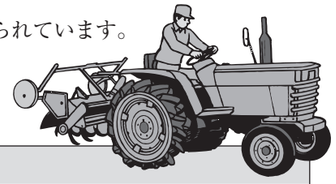

区　分	小型特殊自動車	
	農耕作業用	その他
全　長	制限なし	4.7m以下
全　幅	制限なし	1.7m以下
全　高	制限なし	2.8m以下
総排気量	制限なし	制限なし
最高速度	時速 35km 未満	時速 15km 以下
種　類	・農耕トラクター ・農業用薬剤散布車 ・コンバイン ・田植機（乗用型） ・国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車（例:型式認定番号が「農 0000 号」のもの。）	・フォークリフト ・運搬車等 ・国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車 ・国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車（草刈作業車等）
税　額	2,000 円	5,900 円

軽自動車などの廃車・変更手続きを忘れずに

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日時点で原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車などを所有している方に課税されます。廃車、譲渡（名義変更）、車台変更、住所変更など、変更があった場合は3月31日までに忘れずに手続きを行ってください。手続きを忘れると1年分の税金が課税されます。

◆車種別の届出先

区　分	届　出　先
原動機付自転車（125cc 以下）、小型特殊自動車	四万十町役場、大正地域振興局 十和地域振興局
軽自動車、軽二輪（126cc ～ 250cc）	軽自動車協会 高知事務取扱所 ☎ 088-842-4311
小型二輪自動車（251cc 以上）	高知運輸支局 ☎ 050-5540-2077

※ 届出に必要なものは届出先によって異なる場合がありますので、各届出先でご確認ください。
※ 役場での届出には印鑑 (認印可) をご持参ください。譲渡の手続きには旧・新所有者印が必要です。

〔お問い合わせ先〕 税務課 ☎ 22-3116